

福島県国民健康保険団体連合会教育広報用機材貸し出し要領

1 目的

保険運営安定化対策事業の一環として、保険者が実施する各種保健事業に対し、教育広報用機材（以下「機材」という。）の貸し出しを行う。

2 貸出機材

貸し出しする機材は、別表に定めるものとする。

3 使用申込

機材の貸し出しを受ける者（以下「借受人」という。）は、広報機材使用申込書（様式第1号）を福島県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。

4 貸出期間

1回の貸し出し期間は、14日以内とする。

5 転貸の禁止

借受人は、借り入れた機材を他の者に転貸してはならない。

6 機材の破損等

借受人は、機材を亡失または破損した場合、速やかに連合会に連絡し、賠償または修理して返却（はんでんはクリーニング）しなければならない。

7 機材の運搬

機材の運搬は、原則として借受人が直接運搬するものとする。

8 機材の活用状況表の提出

機材返却時に活用状況表（様式第2号）を連合会に提出すること。